

「第 70 回都市計画全国大会企画運営業務委託」 企画提案審査実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 第 70 回都市計画全国大会企画運営業務委託
- (2) 委託期間
契約締結の日から平成 31 年 2 月 8 日(金)まで
- (3) 業務の目的
本年 10 月に宮崎市内で開催する第 70 回都市計画全国大会を円滑に実施するために、運営マニュアルの作成や会場設営、機材の手配など、大会の企画、運営に係る業務を行うことを目的とする。
- (4) 業務の内容
業務内容の詳細は、「業務仕様書」のとおり。
- (5) 見積限度額
5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案審査への参加者資格

参加者は、次に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたくて参加するものとし、事務局との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、代表者以外の構成員についても様式第 1 号の提出を求めるものとする。

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「催事企画展示」である者。
- (2) 参加資格確認申請書類提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) (1) の資格を有すると認められた者で、宮崎県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (4) 過去 10 年間に宮崎県内において、国、地方公共団体若しくは地方公共団体を構成員とする実行委員会又は公益法人などの団体が主催する全国大会又は地区大会など、今回の業務と同規模以上の類似業務の受託実績がある者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 県税を滞納していない者であること。

3 企画提案審査の手續に関する事項

(1) 事務局

ア 名称及び所在地等

第70回都市計画全国大会運営事務局（宮崎県 県土整備部 都市計画課内）

住所：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁都市計画課内

電話：0985-26-7191 ファクシミリ：0985-32-4456

電子メールアドレス：zenkokutoshi70@pref.miyazaki.lg.jp

担当：井上、平谷

イ 事務局への企画提案審査に係る書類等の提出

(ア) 提出場所 上記アのとおり

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 提出方法 持参又は郵送とする。

持参の場合、参加者はあらかじめ事務局に連絡をするものとし、土曜、日曜及び祝日を除く各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。

郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因を問わず、書類等の受付をしない。

本募集における書類等の提出等に要する費用は、参加者の負担とする。

(エ) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

(2) 説明会の開催

企画提案に係る説明会は、開催しない。

企画提案審査に係る公募開始後から、希望者に“昨年度の同委託事業の概要が分かる書類等”を事務局において直接交付する。

交付を希望する場合は、事前に事務局へ連絡すること。

なお、交付しなかった者に対しては、(3)ウの確認結果通知時に、併せて送付する。

(3) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

① 参加資格確認申請書（様式第1号）

② 委任状（様式第2号） ※本業務において契約権限等を委任する場合に提出すること。

イ 提出期限 平成30年6月6日（水）午後5時【必着】

提出方法等は、3(1)イを参照のこと。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、平成30年6月11日（月）までに文書により通知する。

(4) 本業務に関する事務局への質問は、平成30年6月12日（火）午後5時まで、書面（FAX可）又は電子メール（いずれも様式任意）にて受け付ける。

4 企画提案書等の作成及び提出等

(1) 様式等

ア 企画提案書の様式は、様式第3号を参考とすること。なお、記載に当たって枠線はなくても構わない。

イ 企画提案書のほか、必要に応じ説明資料を添付して差し支えないこと。この場合においては、A4版で作成すること。

ウ 文書を補完するために、カラー、写真、イラスト等を使用しても構わない。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書に記載する項目は、「業務仕様書」の業務の内容に係る次の事項とする。

ア 業務実施体制について

統括責任者及び業務担当者は、確実に業務を担当できる者を記載すること。また、業務処理体制は当該業務を実施する場合の執行体制やその体制の特徴などを記載すること。

業務処理計画は、発注者との協議期間を含め業務の完了まで一連の流れが分かるように記載すること。

類似業務受託実績は、過去に宮崎県内において国、地方公共団体、又は地方公共団体を構成員とする実行委員会又は公益法人などの団体が主催する全国的又は地区的な会議等、同規模以上の類似業務について記載すること。

イ 業務実施方策について

① 大会当日の実施体制について

大会当日の受付や弁当配布、各会場におけるステージ進行、映像、音響、照明等スタッフの配置や運営事務局及び会場施設等との連携方法などについて記載すること。

② その他、大会の円滑な運営、記録に向けた提案について

必要な資機材や看板、サイン計画、進行上の提案など、大会の円滑な運営に向けて独自の提案があれば記載すること。

ウ 危機管理について

① 個人情報などの保護について

参加者証の作成や受付、表彰等において、大会参加者名簿などの個人情報を取り扱うことから、その情報の保護、取扱方法について記載すること。

② 大会実施時の危機管理について

大会実施時に想定されるリスクとその対応方法について記載すること。

エ 所要経費

別添様式に従い、所要金額を記載すること。

(3) 提出期限 平成 30 年 6 月 21 日 (木) 午後 5 時【必着】

提出方法等は、3(1)イを参照のこと。

(4) その他

提出書類について、提出期限後の追加及び変更は、認めない。

審査経過等は、公表しない。

5 選定方法に関する事項

(1) 審査委員会

業務受託者の選定は、事務局が組織する「審査委員会」により、評価基準に基づいて総合的な評価を行い、契約締結候補者 1 者を決定する。

なお、審査は書類審査のみとし、企画提案に関するプレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査項目

審査会は、次の項目を基本に審査を行うものとする。

ア 業務実施体制（業務担当者、業務処理体制等）の考え方、類似業務受託実績

業務従事者の人選が的確か、業務の実施に十分な体制、業務実績があるか。

イ 業務実施方策（大会当日の実施体制、その他提案事項）の考え方

業務に対する理解度、認識が十分か。業務の実施方策の提案が適切か。魅力はあるか。

ウ 危機管理（個人情報保護、大会当日における危機管理）の考え方

想定している危機及びその対応方法が適切か

エ 所要経費について
経費の積算に無駄がなく妥当であるか。

(3) 書類審査

提出のあった書類について、各提案項目を評価する。

(4) 業者の特定

提案書類を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）を特定する。

特定後、優先交渉権者と事務局は、提案の内容に基づき、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

この交渉が整ったときには、契約予定者として随意契約の手に進む。ただし、交渉が整わない場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者として特定し、改めて事務局と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、平成30年6月29日（金）までに提案者全員に通知文書を発送する。

審査結果についての異議申立て及び問合せには、一切応じることはできない。

6 委託契約に関する基本的事項

特定された委託予定業者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

提案された内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約の締結

企画提案のあった所要経費を基本として、見積り合わせを行った上で委託契約を締結する。

(3) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 成果品の権利

本業務により生じた著作権その他の権利は、発注者に帰属する。

(5) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）を遵守すること。

7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 提案書の提出期限に遅れた者

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者

(3) 参加資格の要件等に該当しない者又は該当しなくなった者

(4) 審査委員又は当該企画提案審査関係者に対して、当該企画提案審査に関わる不正な接触の事実が認められた者